

# ハローワーク もりおか



令和5年11月 No.602

## ～働きがいのそばには労働保険。～ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称です。

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

### 労災保険

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

### 雇用保険

労働者が失業した場合や育児・介護のため休業した場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

### 労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

#### 短時間労働者(パート、アルバイト等について)

- ・労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。
- ・雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

### 成立手続を怠っていると？

- ① 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- ② 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
- ③ 事業主の方のための助成金が受けられません。



【お問合わせ先】 岩手労働局 労働保険徴収室 ☎ 019-604-3003  
 盛岡労働基準監督署 労災課 ☎ 019-907-9213  
 ハローワーク盛岡 雇用保険適用課 ☎ 019-624-8906

もくじ

- 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です ..... 1
- 公正な採用選考をお願いします ..... 2~3
- 求人広告掲載時のトラブルにご注意ください ..... 4
- 最近の求人求職のうごき ..... 4

事業主・採用選考担当者の方へ



応募者の基本的人権に  
配慮した公正な採用選考に  
ご協力ください。

## 公正な採用選考を行うポイント!!

### 1 応募者に広く門戸を開く

出自、障害、難病の有無及び性的マイノリティなど**特定の人を排除せず**、求人条件に合致する**全ての人が応募できるように**しましょう。

なお、法律上、事業主は労働者の募集及び採用について、

- 性別にかかわらず均等な機会を与えなければなりません(男女雇用機会均等法第5条)
- 障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければなりません(障害者雇用促進法第34条)
- 原則として年齢制限を設けることはできません(労働施策総合推進法第9条)

### 2 本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とする

応募してきた人が「求人職種の仕事を行うにあたり、必要となる適性や能力をもっているか」ということに基づいた基準による採用選考を行いましょう。

職務内容によって、適性・能力を判断するのにどのような事項が適当であるかは異なりますが、「**本人に責任のない事項**」や「**本来自由であるべき事項(思想・信条にかかわること)**」はそもそも本人の**適性・能力とは関係ない**ことです。

本人の適性・能力とは関係ないことを面接時にたずねることはもちろん、エントリーシートに記載させたり、作文の題材としたりすることは、就職差別につながりかねません。十分に気を付けましょう。

## 具体的に気をつけることは？

### 就職差別につながるおそれがある 14 事項

#### 本人に責任のない事項の質問

本籍・出生地

家族

(職業・続柄・健康・病歴・地位・  
学歴・収入・資産など)

住宅状況

(間取り・部屋数・住宅の種類・  
近隣の施設など)

生活環境・家庭環境など

#### 本来自由であるべき事項の質問 (思想・信条にかかわること)

宗教

支持政党

人生観・生活信条など

尊敬する人物

思想

労働組合(加入状況や活動歴など)、  
学生運動などの社会運動

購読新聞・雑誌・愛読書など

#### 採用選考の方法

身元調査などの実施

本人の適性・能力に関係ない事項  
を含んだ応募書類の使用

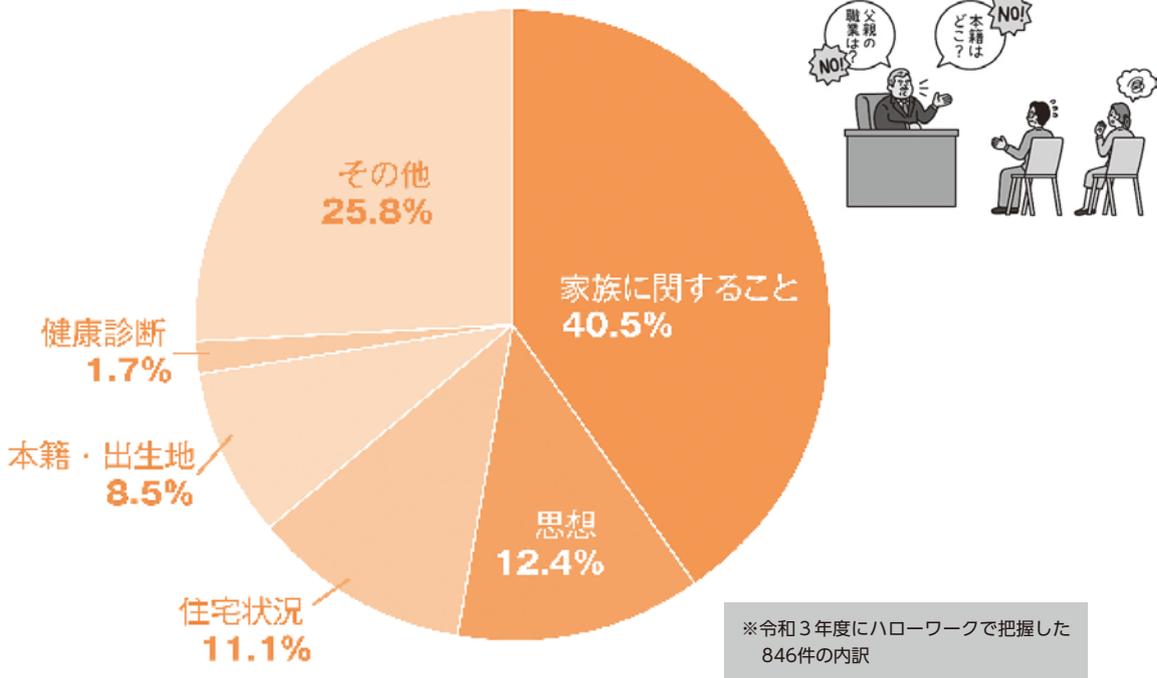
合理的・客観的に必要性が認められ  
ない採用選考時の健康診断の実施

※ここに記載したものに限らず、差別につながる事項に気をつけてください



## 不適切な採用選考の実態

応募者から「本人の適性・能力以外の事項を把握された」との指摘があったもののうち、「家族に関すること」の質問が約半数を占めています。  
面接の空気を和らげるために聞いてしまうケースが多いようですので、注意しましょう。



## 求職者等の個人情報の取扱いについて

- ・職業安定法では、募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報を収集、保管、使用する際には、業務の目的を明らかにし、業務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない旨を規定しています
- ・法に基づく指針が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定しています

### 次の個人情報の収集は原則として認められません

- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
  - ・家族の職業、収入、本人の資産等の情報
  - ・容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報
- 思想及び信条
  - ・人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書
- 労働組合への加入状況
  - ・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

個人情報の収集は、本人から直接又は本人の同意の下で収集することが原則です

### 違反したときは

- ・違反行為をした場合は、職業安定法に基づく行政指導や改善命令等の対象となる場合があります
- ・改善命令に違反した場合は、罰則(6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が科せられる場合もあります

【お問合わせ先】

求人企画部門

☎ 019-624-8905

詳しくは  
公正採用選考特設サイト



ハローワークへ求人を提出される事業所の方へ

## 求人広告掲載時のトラブルにご注意ください

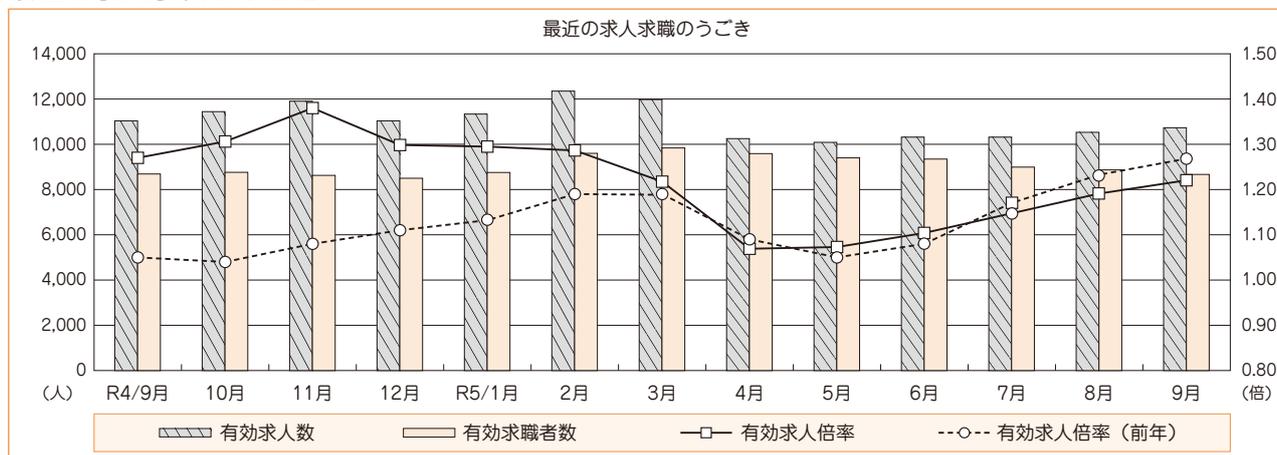
最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しております。求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

### 《実際に相談のあったケース》

◆電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること（あっせん行為を含まない。）や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

### 最近の求人求職のうごき



	R4/9月	10月	11月	12月	R5/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前年同月比
新規求人数	3,868	4,530	4,139	3,549	4,666	4,968	3,766	3,354	3,939	3,706	3,492	4,030	3,813	▲1.4%
有効求人数	11,034	11,443	11,904	11,035	11,335	12,350	11,977	10,251	10,086	10,323	10,325	10,529	10,720	▲2.8%
新規求職者数	1,723	1,914	1,906	1,742	2,318	2,646	2,279	2,667	2,064	1,893	1,741	1,725	1,773	2.9%
有効求職者数	8,688	8,761	8,626	8,499	8,754	9,600	9,838	9,588	9,400	9,351	9,001	8,868	8,740	0.6%
新規求人倍率	2.24	2.37	2.17	2.04	2.01	1.88	1.65	1.26	1.91	1.96	2.01	2.34	2.15	-0.09p
有効求人倍率	1.27	1.31	1.38	1.30	1.29	1.29	1.22	1.07	1.07	1.10	1.15	1.19	1.23	-0.04p
有効求人倍率(前年)	1.05	1.04	1.08	1.11	1.13	1.19	1.19	1.09	1.05	1.08	1.17	1.23	1.27	—

### ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

開庁時間 平日 10:00~18:30

職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00~17:00

盛岡新卒応援ハローワーク(1F)

わかもの支援コーナー(1F)

TEL 019-653-8609

職業相談コーナー(2F)

TEL 019-623-4800

マザーズコーナー(2F)

TEL 019-907-0203

就職氷河期世代専門窓口(2F)

TEL 019-908-2060

職業訓練相談コーナー(2F)

TEL 019-606-2256

### 発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905

### 沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139

### 滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911



岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>